

高齢者向け給付金(年金生活者等) 支援臨時福祉給付金)の 受付が始まります

高齢者向け給付金の制度と、申請書等の送付、
受付期間、申請手続から支給までの流れについて
お知らせします。

申請受付は
5月19日(木)から!



1 支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金(1人につき6,000円)の支給対象者のうち
平成28年度中に65歳以上になる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)

※平成27年度臨時福祉給付金の申請受付は、平成28年1月12日に終了しています。

※平成27年度臨時福祉給付金を受給していない人であっても、以下の平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者の要件をすべて満たしている人であれば、高齢者向け給付金の支給対象となります。

●平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、次の①～④の要件を全て満たしている人です。

- ①平成27年1月1日時点で大和郡山市の住民基本台帳に登録されている。
(平成27年1月1日以降に死亡した場合は除きます)
- ②平成27年度市民税(均等割)が課税されていない。
- ③平成27年度市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族など※ではない。
※「扶養親族など」とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者、16歳未満の年少者をいいます。
- ④生活保護制度の被保護者となっていない。

2 支給額

対象者1人につき**3万円**(給付は1回限りです)

3 申請期間

5月19日(木)から 8月22日(月)まで

